

三 労 発 基 0 9 1 8 第 2 号
令 和 2 年 9 月 1 8 日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法等に係る健康診断個人票等の様式の改正について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断やストレスチェックを実施した場合に、作成・保存することとしている健康診断結果の個人票及び労働基準監督署長に提出することとしている健康診断結果等の報告書について、電子化や電子申請の促進の観点から、これらの様式中、医師、歯科医師又は産業医の押印、署名及び電子署名を不要とするため、下記1の様式が改正され、令和2年8月28日から施行されました。

つきましては、改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員、事業場等に対して、改正の内容、下記2の留意事項の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、健康診断結果報告等の作成支援として、昨年12月から「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開設しておりますので、併せてご活用いただきますよう周知をお願い申し上げます。

なお、「様式改正の案内」、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの案内」、「労働安全衛生法に係る電子申請の案内」の各リーフレットを同封いたしましたのでご活用ください。

記

1 改正された様式の一覧

(1) 健康診断個人票

- ア 健康診断個人票（安衛則様式第5号）
- イ 健康管理手帳による健康診断実施報告書（安衛則様式第9号）
- ウ 有機溶剤等健康診断個人票（有機則様式第3号）
- エ 特定化学物質健康診断個人票（特化則様式第2号）
- オ 鉛健康診断個人票（鉛則様式第2号）
- カ 四アルキル鉛健康診断個人票（四アルキル則様式第2号）
- キ 高気圧業務健康診断個人票（高圧則様式第1号）
- ク 電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の2）

- ケ じん肺健康診断結果証明書（じん肺則様式第3号）
- コ 石綿健康診断個人票（石綿則様式第2号）
- サ 一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第1号）
- シ 一酸化炭素中毒症健康診断個人票（CO中毒則様式第2号）
- ス 緊急時電離放射線健康診断個人票（電離則様式第1号の3）
- セ 除染等電離放射線健康診断個人票（除染則様式第2号）

（2）健康診断結果報告書等

- ア 定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）
- イ 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則様式第3号の2）
- ウ 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）
- エ 鉛健康診断結果報告書（鉛則様式第3号）
- オ 四アルキル鉛健康診断結果報告書（四アルキル則様式第3号）
- カ 高気圧業務健康診断結果報告書（高圧則様式第2号）
- キ 電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第2号）
- ク じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則様式第8号）
- ケ 石綿健康診断結果報告書（石綿則様式第3号）
- コ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則様式第6号の2）
- サ 緊急時電離放射線健康診断結果報告書（電離則様式第2号の2）
- シ 除染等電離放射線健康診断結果報告書（除染則様式第3号）

2 改正に係る留意事項

健康診断個人票に医師等の押印等が不要となりましたが、事業者が医師等による健康診断やその結果に基づく医師等からの意見聴取を実施する義務がなくなったことを意味するものではなく、引き続き、事業者は医師等による健康診断やその結果に基づく医師等からの意見聴取等を実施する必要があります。

また、健康診断実施報告書に産業医の押印が不要となりましたが、事業者が産業医に対して健康診断等に係る情報を提供する義務がなくなったことを意味するものではなく、引き続き、事業者は健康診断等に係る情報を法令に基づき産業医に提供する必要があります。

参考 三重労働局ホームページ「健康診断個人票等の改正」のご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/kojinhyou.html

